

《送付先の登録・抹消に関する注意事項》

届出者メモ欄

(1) 届出できる方

- ・介護保険被保険者本人
- ・被保険者から委任を受けた方(ご家族、ケアマネジャーなど)
- ・被保険者の成年後見人(保佐人、補助人等含む)

(2) 登録できない送付先

- ・介護事業所や入所施設の職員宛て
- ・本人が入所していない施設
- ・個人宅ではない、企業・営業所など(成年後見制度利用の場合を除く)

(3) 必要書類 ※郵送の場合は、下記書類の写しを添付してください。

①「介護保険関係書類送付先登録届」 または、「介護保険関係書類送付先抹消届」

②届出者の本人確認書類及び必要書類

必要書類 届出者	本人確認書類 (最下段参照)	委任欄への記入 (※1)	その他の必要書類(※2)
被保険者本人	○	-	
後見人・保佐人等	○	○	発行後3ヶ月以内の登記事項証明書、後見開始の審判書等の写し
ケアマネジャー	○	○	介護支援専門員証、社員証(勤務先名がわかるもの)等の写し
親族等	○	○	

(※1) 委任欄への自署が難しい場合は、被保険者本人の介護保険被保険者証または身分証の提示が必要です。

(※2) 届出者と送付先登録者が異なる場合は、送付先となる方の本人確認書類の写しも必要です。

また、送付先が施設の場合は、入所の事実を確認できるもの(契約書等)の写しが必要です。

(4) いくつかのパターン ※いずれも届出できるのは、今現在の送付先登録者のみ

- ①送付先を本人に戻す場合・・・送付先抹消届が必要です。
- ②送付先を他の人に変更する場合・・・送付先抹消届及び新たな送付先登録届の両方が必要です。
- ③送付先登録者の氏名や住所等が変更になった場合・・・上記②に同じ

(5) その他

- ・この届出は、介護保険関係書類のみが対象となります。
- ・この届出を受け付けた時点で既に発送準備の整った書類は、登録前の住所に届くことがあります。
- ・一度登録すると、住民票の住所が変更になっても、送付先は変更されません。変更、抹消をご希望の方は、速やかに届け出てください。

※送付先登録の届出をする場合は、必ず被保険者本人及び関係者からの承諾を得てください。

※送付先抹消の届出については、現在送付先に登録されている方からの届出が必要です。

※書類に不備がある場合は、登録手続きが完了しませんのでご注意ください。

【本人確認書類】 ※いずれも、有効期限内で、送付先となる住所が明記されているもの

(A)写真あり…1点のみ	運転免許証・写真付きの住基カード・マイナンバーカード・運転経歴証明書など
(B)写真なし…2点必要	健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・年金手帳・医療証など